

## 匝瑳市個人情報保護審査会

# 目 次

ページ

## 匠瑳市個人情報保護制度の概要等について

I	匠瑳市個人情報保護制度	2
1	個人が市の保有する個人情報の開示等を求める 権利等に関する制度	2
2	実施機関の個人情報の取扱いに関する制度	3
	(1) 収集の制限 (条例第7条)	
	(2) 個人情報の利用及び提供の制限 (条例第8条)	
	(3) 特定個人情報の利用の制限 (条例第9条)	
	(4) 特定個人情報の提供の制限 (条例第10条)	
	(5) 外部提供の制限等 (条例第11条)	
II	審査会の所掌事項等	5
	(1) 開示請求等に対する決定等に対する審査請求の調査審議	5
	(2) 収集の制限等の各種制限に対する例外措置に対する	5
	意見提出等	
	個人情報保護制度の概念図	7
	参考 匠瑳市個人情報保護条例等の沿革	8

## 匠瑳市個人情報保護制度の概要等について

### I 匠瑳市個人情報保護制度

匠瑳市の個人情報保護制度は、匠瑳市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づく次の2つの制度から成り立っています。

- 1 個人が市の保有する個人情報の開示等を求める権利等に関する制度
- 2 実施機関の個人情報の取扱いに関する制度

注1 個人情報（条例第2条第1号）

次の2つの要件を全て満たす情報のことをいいます。

- ① 生存する個人に関する情報であつて、
- ② 当該情報に含まれる氏名、生年月日等により、特定の個人を識別することができるもの

また、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

#### 1 個人が市の保有する個人情報の開示等を求める権利等に関する制度

##### ア 個人の請求権

何人も、実施機関に対し、自己の個人情報について、①開示、②訂正、③利用停止等請求をすることができます。

- ① 開示請求・・・ 実施機関に対し、公文書等に記録された自己の個人情報の開示を請求すること。（条例第15条）
- ② 訂正請求・・・ 開示請求によって開示を受けた自己の個人情報に**事実**の誤りがあると認めるときに、当該**事実**の訂正を請求すること。（条例第27条）
- ③ 利用停止等請求・自己の個人情報が事務の目的を超えて収集された場合など第7条又は第8条の規定に違反して収集されたと認めるときに、当該自己の個人情報の利用の停止又は消去を請求すること。（条例第34条）

## イ 実施機関の対応

実施機関は、各種請求のあった場合は、請求の区分に応じ、次のような対応を行います。

### (ア) 開示請求があった場合

請求に応じる決定をした場合は、不開示情報以外の個人情報の開示を実施します。

### (イ) 訂正、利用停止等の請求があった場合

調査を実施し、各種請求に応じる決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の消去その他適切な処置を実施します。

## 2 実施機関の個人情報の取扱いに関する制度

実施機関が個人情報を取り扱う事務事業を執行するに当たっては、当該事務事業の開始前に、その「目的」、「個人情報の対象者」等を市長に届け出る（条例第6条）とともに、個人情報の取扱いに関し、次の5つの制限が有ります。

- (1) 収集の制限（条例第7条）
- (2) 個人情報の利用及び提供の制限（条例第8条）
- (3) 特定個人情報の利用の制限（条例第9条）
- (4) 特定個人情報の提供の制限（条例第10条）
- (5) 外部提供の制限等（条例第11条）

### (1) 収集の制限 (条例第7条)

- ① 個人情報の収集は、収集目的を明確にし、目的達成のための必要範囲内で、適正かつ公正な手段により行うことが必要です。
- ② 原則として、思想、信条及び宗教並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはなりません。ただし、法令等に定めがあるとき等は、収集することができます。
- ③ 原則として、個人情報は、本人から収集しなければなりません。ただし、法令等に基づいて収集するとき等は、本人以外のものから収集することができます。

### (2) 個人情報の利用及び提供の制限 (条例第8条)

原則として、個人情報（特定個人情報を除く。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために内部利用し、又は当該実施機関以外の外部のものに提供してはなりません。ただし、法令等に基づいて利用し、又は提供するとき等は、内部利用し、外部提供することができます。

### (3) 特定個人情報の利用の制限 (条例第9条)

- ① 個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を内部利用してはなりません。
- ② 個人の生命、身体又は財産の安全のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができます。

### (4) 特定個人情報の提供の制限 (条例第10条)

番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものに特定個人情報を提供してはなりません。

### (5) 外部提供の制限等 (条例第11条)

- ① 実施機関以外のものに提供する場合は、提供を受けるものに対し、使用方法の制限その他必要な制限又は個人情報の漏えい等防止その他の安全確保の措置を講じることを求めるものとしています。
- ② 公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信

回線による電子計算機その他の情報機器のオンライン結合により、外部に提供してはなりません。

- ③ オンライン結合をしようときは、審査会の意見を聴かなければなりません。

## II 審査会の所掌事項等

審査会の主な所掌事項は、次のとおりです。（条例第44条）

### (1) 開示請求等に対する決定等に対する審査請求の調査審議

→ 情報公開制度の「審査請求」に関する調査審議と同様の内容です。

### (2) 収集の制限等の各種制限に対する例外措置に対する意見提出等

#### ア 諮問事項

匝瑳市の個人情報保護制度では、次の事項に関し、審査会に意見を聴くことが必要とされています。

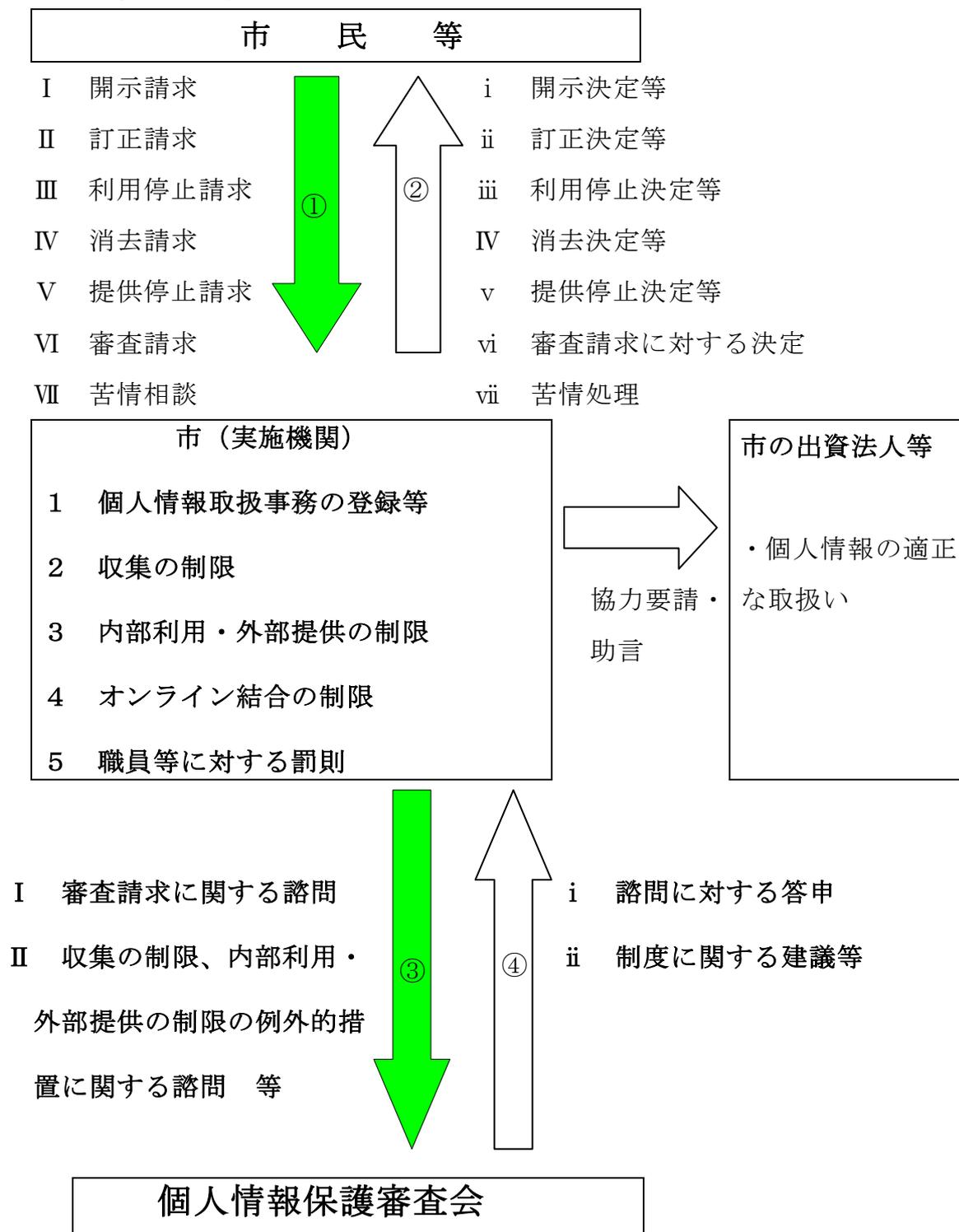
内 容	条例の当該条項
収集が制限される個人情報の収集	第7条第2項第2号
本人収集の例外	第7条第3項第7号
公益上等の目的外利用	第8条第5号
公益上等の外部提供	
オンライン結合による外部提供	第11条第3項

#### イ 報告事項

匝瑳市の個人情報保護制度上、次の事項については、審査会への報告が必要とされています。

内 容	条例の当該条項
個人情報取扱事務の委託	第13条第2項

## 個人情報保護制度の概要図



参考 匝瑳市個人情報保護条例等の沿革

年月	匝瑳市等	備考
3.12	「野栄町OA機器に記録する個人情報の保護に関する条例」の施行	
5.10		「千葉県個人情報保護条例」の施行
11.7	「八日市場市個人情報保護条例」の施行	
17.4		「個人情報保護法」等の関連5法の施行  「保護条例」の一部改正（保護法等の施行に向けた改正）
	<p><b>合併協議</b></p> <p>合併時は、「市長」が不在であるため、合併前の両市町の条例の大幅な見直しをせず、原則として「八日市場市」の条例の内容を匝瑳市にスライドさせ、匝瑳市の保護条例を制定した。</p> <p>→「保護法」等の施行に伴う不開示情報の整理等は、匝瑳市で検討することとなった。</p>	
18.1	<p><b>合併</b></p> <p>「匝瑳市個人情報保護条例」の施行</p>	
18.3	<p>「匝瑳市個人情報保護条例」の一部改正</p> <p>→ 「指定管理者」の導入に伴う、指定管理者の安全措置の追加</p>	
27.10	<p>「匝瑳市個人情報保護条例」の一部改正</p> <p>→特定個人情報及び情報提供等の記録の保護に関する改正</p>	
28.4	<p>「匝瑳市個人情報保護条例」の一部改正</p> <p>→行政不服審査法の全部改正に伴う、不服申立に関する事項の改正</p>	改正行政不服審査法施行